電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金

（家計急変世帯対象）申請要領

* 申請できる世帯

給付金（家計急変世帯分）の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

1. 世帯の全員が、令和４年度住民税非課税水準相当である。
2. 世帯の全員が、令和４年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
3. 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

支給は1世帯1回に限ります。このため既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯分）の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主もしくは世帯員であった者のみで構成される世帯は対象外です。

|  |
| --- |
| 給付金（家計急変世帯分）は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。 |

* 支給額

1世帯あたり5万円

●提出期限

令和5年1月31日（火曜日）

●ご相談および申請先

必要書類を下記住所へ郵送でご提出ください。

窓口でのご相談・申請は感染症拡大防止の観点から予約制とさせていただきます。

事前にお電話で御予約くださいますようお願い申し上げます。

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地

多賀町役場総務課

電話：0749-48-8111　FAX ：0749-48-0157

●必要書類

1. 『申請書』（別紙様式）
2. 『申請者本人確認書類の写し（コピー）』
	* 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
3. 『申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本・住民票の写し（コピー）』
4. 令和４年１月１日以降、複数回転居した方のみ『戸籍の附票の写し（コピー）』
5. 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
	* 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
6. 『簡易な収入（所得）見込額の申立書』（別紙様式）
7. 『令和４年中の収入の見込額』又は「任意の１か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）
	* 「令和4年中の収入の見込額」・・・源泉徴収票、確定申告書等
	* 「任意の1か月の収入」・・・給与明細等、年金振込通知書、帳簿の写し等

上記の書類で確認できない場合は、追加で書類の提出をお願いすることもあります。

●「住民税均等割非課税世帯と同様の事情」であるかの判定方法

1. 「簡易な収入（所得）見込額の申立書」により世帯全員の令和4年1月～12月の任意の1か月の収入を年収に換算し、世帯全員のそれぞれの年収額が「住民税均等割非課税相当」である場合、支給対象となります。
収入の種類は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入です。ただし、非課税の公的年金等収入（遺族・障害年金など）は、年金収入に含みません。
2. 収入で要件を満たさない場合、1年間の所得見込みで判定します。

※詳細な計算方法は、「簡易な収入（所得）見込額の申立書」を参照ください。

「住民税均等割非課税相当」収入限度額早見表

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養している親族の状況 | 限度額 |
| 単身又は扶養親族がいない場合 | 93.0万円 |
| 配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合 | 137.8万円 |
| 配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合 | 168.0万円 |
| 配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合 | 209.7万円 |
| 配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合 | 249.7万円 |
| 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 | 2,043,999円 |

**注）**事業収入や不動産収入がある人は、所得限度額早見表をご覧ください。

「住民税均等割非課税相当」所得限度額早見表

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養している親族の状況 | 限度額 |
| 単身又は扶養親族がいない場合 | 38.0万円 |
| 配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合 | 82.8万円 |
| 配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合 | 110.8万円 |
| 配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合 | 138.8万円 |
| 配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合 | 166.8万円 |
| 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 | 135.0万円 |

**注）**所得は給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の合計から各控除額を差し引いた金額です。

●支給方法

原則、口座振込により支給します。なお、振込日は審査後に文書でお知らせします。

|  |
| --- |
| 令和４年度多賀町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱抜粋（支給対象者）第３条　価格高騰緊急支援給付金の支給対象者は、令和４年９月30日（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。(1)　令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和４年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯(2)　令和４年１月以降の家計急変世帯前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和４年１月から令和４年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和４年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和４年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの１年間の収入見込額（令和４年１月から令和４年12月までの任意の１か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）または１年間の所得見込額（当該収入見込額から１年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。ア　前号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当該者が一に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）イ　基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰緊急支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯２　前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。 |

住民票に登録されている世帯全員のR4年度住民税が非課税

R4.1～12月、予期せず減少した

※予期せず収入が減収した場合以外は対象外です。

任意の一箇月の世帯全員のそれぞれの給与、事業、不動産、公的年金収入（課税分）の年間収入見込額（×12倍等）が、収入限度額早見表の範囲内

家計急変世帯対象となる可能性有

※申請が必要です。

はい

R4.9.30の住民登録は多賀町である

R4.9.30の住民登録の市町村で、住民税非課税世帯給付金の対象となる可能性が有ります。

R4.9.30住民登録の市町村へお問い合わせください

問い合わせた結果、住民税非課税対象外で、申請日現在の住所登録が多賀町の場合

いいえ

いいえ

はい

はい

はい

いいえ

世帯全員が住民税課税者の扶養となっている

住民税非課税世帯対象となる可能性有

対象世帯と考えられる世帯には町から確認書を送付しています。

支給対象外

上記のそれぞれの収入（年間収入見込額）を所得になおした額が、所得限度額早見表の範囲内

家計急変世帯対象となる可能性有

※申請が必要です。

はい

はい

はい

いいえ

いいえ

いいえ